

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	学校施設課

契約業者名・住所	日興通信株式会社 柏支店 ・千葉県柏市東上町2の28番地 第二水戸屋ビル3F
工事等の名称	教務用コンピュータ・サーバ賃貸借(再リース)
工事等の場所	松戸市教育委員会指定場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	17,157,360 円
工事等の概要	本事業は、教職員が活用する教務用コンピュータ、サーバ、及び必要な機器の整備をするものである。
随意契約の理由	現在導入している賃貸借機器については、賃貸借期間が契約期間を経過する令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日より新規入替調達を検討することとなるが、 1 機器使用に関して、5年間の長期の契約をしてきたが、長期使用に伴う大きな障害は発生しておらず、安定的な運用が継続できている。 2 再リース契約をすることにより、機器の月額賃貸借料を減額することができ、コストメリットが生じる。 などの観点より、現行賃貸借契約の機器を継続活用し、1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）、再リースを実施することが、安定的なシステム運用と費用の抑制を図ることができ、最も効果的と考える。 以上のことを踏まえ、本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、現行の契約締結業者である日興通信株式会社柏支店を相手方として随意契約の相手方とする。